

## 令和7年度第1回福岡県環境審議会水質部会議事録

令和8年2月3日（火） 14:30～15:30  
福岡県中小企業振興センター 202会議室

### ●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）

ただいまから、令和7年度第1回福岡県環境審議会水質部会を開催します。

委員の皆様方には、お忙しいところ、水質部会に御出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境保全課課長技術補佐の増田と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、当部会は、福岡県環境審議会条例第5条第2項及び第6条第6項により、部会長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないことになっております。本日は、委員総数9名中全8名の委員に御出席いただいております。ここに、会議を開き、議決できますことを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に、配布しております資料の確認をさせていただきます。

- ・ 本日の会議次第
- ・ 委員の皆様の名簿
- ・ 配席図
- ・ 福岡県環境審議会水質部会の公開について（平成13年2月22日申合せ）
- ・ 福岡県環境審議会条例
- ・ 福岡県環境審議会運営規定
- ・ 福岡県環境審議会水質部会傍聴要領
- ・ 水質部会資料

「諮問事項 令和8年度水質測定計画の策定について」

- ・ 参考資料1

「報告事項ダイオキシン類に係る令和6年度測定結果及び令和8年度水質測定計画について」

でございます。また、水質部会におきましても、先程午前中に開催されました環境審議会資料を使用いたします。

- ・ 環境審議会資料1

「令和8年度水質測定計画の策定について」

「令和8年度水質測定計画（案）」でございます。

以上の資料で進めさせていただきます。資料はお手元にお揃いでしょうか。

本部会及び本日の議事録は、お手元にお配りしております平成13年2月22日付の申合せにより、原則として公開することとなっております。

本日は今のところ傍聴者はおられません。

次に、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

北九州市立大学 名誉教授で水質部会長の伊藤様です。

**○伊藤部会長**

よろしく申し上げます。

**●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）**

九州大学大学院工学研究院 環境社会部門教授の久場様です。

**○久場委員**

よろしく申し上げます。

**●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）**

産業医科大学 医学部衛生学教授の辻様です。

**○辻委員**

よろしく申し上げます。

**●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）**

福岡大学 工学部社会デザイン工学科教授の渡辺様です。

**○渡辺委員**

よろしく申し上げます。

**●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）**

J A福岡県 女性協議会副会長の松本様です。

**○松本委員**

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）

九州経済産業局 太田資源エネルギー環境部長の代理者としまして、環境・資源循環経済課長の緒方様です。

○緒方委員代理

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）

第七管区海上保安本部 立道警備救難部長の代理者としまして、警備救難部環境防災課長の隅倉様です。

○隅倉委員代理

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）

九州地方整備局 青野企画部長の代理者としまして、企画部環境調整官の伊藤様です。

○伊藤委員代理

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）

なお、九州農政局の満永様は、所用で欠席されております。

それでは、部会開会にあたりまして、環境保全課課長の奥迫がごあいさつ申し上げます。

●環境保全課 奥迫課長

環境保全課長の奥迫でございます。

日頃から、本県の環境保全行政の推進に関しまして、御指導いただき厚くお礼申し上げます。

最近の水環境保全施策の動向としまして、委員の皆様もご存知のことと思いますが、全国で有機フッ素化合物、PFOS及びPFOAの検出が相次ぎ、マスコミでも頻繁に取り上げられているところでは、

国の動向としましては、令和8年4月1日から、PFOS及びPFOAが水質基準項目となり、これらの合算値として1リットルあたり50ナノグラム以下を「水質基準」として、水道事業者等に順守義務・検査義務が適用されます。これまでは「水質管理目標設定項目」の暫定目標値でした

が、この改正により、基準値を超過した場合は改善措置が法的に義務付けられることとなります。

本県においても検出事例が複数報告されておりますので、引き続きPFOS及びPFOAに関する国の動向や県内外の検出状況を注視して参ります。

他の水環境保全施策としまして、国は現在、第10次水質総量削減について議論を進めており、その中で「総量削減制度」から「総量管理制度」への転換が検討されております。

これまでの総量削減制度は、閉鎖性海域の富栄養化対策としてCODや窒素、りん削減を目標とし、一定の改善が見られました。しかし、近年では一部海域で栄養塩類の不足による水産資源への影響が指摘されるなど、新たな課題も浮上しています。

このため、新たな「総量管理制度」では、単なる汚濁負荷量削減に留まらず、地域の特性に応じたきめ細やかな水環境管理を目指します。海域ごとの生態系や水産資源の状況を考慮した栄養塩類の管理を含む「きれいで豊かな海」を実現するための、より高度な管理体制への転換となります。

県といたしましても、今後、国から示される方針に沿って総量管理制度への転換の検討を進めていく必要があると考えております。

さて、本日の諮問事項である水質測定計画は、国、県、市町村が公共用水域及び地下水の水質測定を統一的、総合的に実施するために、県知事が毎年度策定するものであります。

本日は、令和8年度の測定計画を策定するにあたり、専門的な見地から御意見をいただきたいと考えております。

ご審議の過程でいただきました御意見を踏まえて、本県の環境保全に向けた取組を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましての私のあいさつとさせていただきます。

## ●司会（環境保全課 増田課長技術補佐）

大変恐縮ですが、奥迫課長は別件の対応がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、これより、議事を進めてまいりたいと思います。

この会議は福岡県環境審議会条例第5条第1項及び第6条第6項により部会長が議長を務めることとなっております。それでは、議事進行につきまして、伊藤部会長よりお願いいたします。

## ○伊藤部会長

それでは、これより、議事に入らせていただきます。

本日の会議は、先程開催された環境審議会水質部会に審議が付託された「令和8年度水質測定計画の策定について」の1件の諮問事項を議題とします。

それでは、まず、「令和8年度水質測定計画の策定について」事務局の方から説明をお願いします。

## ●環境保全課 増田課長技術補佐

環境保全課の増田です。

先ほどの審議会で水質部会に付託されました、諮問事項「令和8年度水質測定計画の策定」について、お手元の審議会資料2により説明させていただきます。

なお、先ほど開催されました審議会でご説明いたしました内容と、一部重複する箇所もありますが、計画策定に関する基本的な事項でございますので、再度ご説明させていただきます。

では、2枚めくっていただき、資料の1ページをお願いします。

この水質測定計画の策定の目的でございます。

県をはじめ、国（国土交通省）及び福岡市、北九州市などの市町村では、川や海、湖沼等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しており、これらの監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が法律の規定に基づき計画を策定しているものです。

次に、本県の水質の現況でございます。

公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼすべての地点で基準を達成しております。

また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについても、このグラフにありますように、昭和50年代の頃と比較しますと徐々に改善してきておりますが、審議会にてご説明しましたとおり、過去10年程度は全体として概ね70～90%前後で推移しています。

県といたしましては、引き続き、工場・事業場への立入検査や、下水道・浄化槽の整備促進等により水質保全のための取組みを継続してまいります。

地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ毎年、環境基準を超過する井戸が見受けられます。

基準超過の主な原因は、自然由来によるものですが、県では市町村等と協力して原因究明や飲用指導等の対応を行っております。

次の2ページをお願いします。

令和8年度計画の基本方針でございます。

公共用水域調査におきましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施いたします。

地下水調査におきましては、引き続き、県内の地下水質の状況を全体的に把握するため、概況調査を実施いたします。また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきましては、継続監視調査を実施いたします。

次に、4の、令和8年度水質測定計画案の概要でございます。実施期間は、令和8年4月1日からの1年間でございます。公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計20機

関で、河川の325地点、海域の48地点、湖沼の13地点の合計386地点において測定を行うこととしております。このうち、水質汚濁防止法において常時監視の義務が課せられておりますのは、県のほか、北九州市、福岡市、久留米市の3市でありまして、国土交通省（九州地方整備局）、水資源機構及びその他市町村には、測定に御協力をいただく形で、水質の常時監視を行っております。測定項目につきましては、生活環境項目が13項目、健康項目が27項目、要監視項目が32項目、その他の項目として電気伝導度等を測定いたします。

このうち、どの項目を測定するか、測定頻度をどうするかにつきましては、各機関が、国が示す処理基準や、各地点での測定の必要性を考慮して計画案を策定しております。

次に、令和7年度計画との主な変更点について御説明します。

大牟田市内河川の五月橋（さつきばし）においては、令和6年度の調査でふっ素の環境基準超過が確認されたところであり、その後の調査で一過性のものであったことを確認したところですが、季節変動等も踏まえて評価するため、五月橋のふっ素及びほう素の測定回数を年1回から年4回に変更することとしております。

こちらに関しては、審議会でもご説明しました令和8年度水質測定計画（案）の100ページに訂正がございました。大変申し訳ございませんでした。

資料2に戻りまして、3ページの（3）地下水調査についてです。地下水の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町の10機関で概況調査につきましては、74井戸、継続監視調査につきましては、103井戸、合計177井戸において実施することとしております。

概況調査につきましては、地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施するもので、県も政令市も、環境省が地下水調査の方法として示しているローリング方式で行っております。

水質部会資料「令和8年度水質測定計画の策定について」の1ページをご覧ください。

昨年度、令和6年度からの調査方法を変更することについて、御説明しておりましたが、改めて、調査方法について、簡単に御説明いたします。

調査方法としまして、まず、県域を10kmメッシュで区切り、さらに各メッシュを1辺5kmの4区画に区切ります。令和6年度から8年間でメッシュを一巡するように、大メッシュ番号を奇数と偶数に分けて調査を実施することとし、令和8年度は偶数の大メッシュ②の区画を調査することとしております。

ローリング方式での調査につきましては、

- 1 当該調査方法は広範囲における地下水の状況の把握に適していること、
  - 2 概ね毎年度、新たな汚染井戸が発見されており、本調査の継続により新たな汚染井戸が発見されることが予想されること、
  - 3 調査未実施の地域においても、調査対象となり得る井戸が存在していること
- 等から、本方法による調査を継続して実施していく予定です。また、調査井戸数につきましては、

調査対象となる区画内に調査可能な井戸があるかどうかにより、毎年増減が生じてまいります。

概況調査の結果などにより汚染が確認された地区において実施する、継続監視調査につきましては、新たに、環境基準超過が判明した井戸を調査対象に追加し、環境基準値を下回るなど継続調査の必要性が薄れた井戸を調査対象から外す等を行っているため、毎年、井戸数等に増減が生じております。

地下水につきましても、常時監視の義務が課せられておりますのは、県のほか、北九州市、福岡市、久留米市の3市でありまして、九州地方整備局及びその他市町村については、義務はないものの自主的に測定する形で測定に御協力いただいているものです。

令和8年度水質測定計画概要に戻りまして、4ページを御覧ください。

測定項目につきましては、環境基準項目が28項目、要監視項目が2項目、その他の項目として、水素イオン濃度（pH）等を測定いたします。

要監視項目のうちPFOS及びPFOAについて、令和7年度と同様、概況調査地点から各環境保健福祉事務所1地点の合計6地点を選定して測定を実施します。

なお、令和7年度の調査結果では、いずれの地点も指針値超過はみられませんでした。

令和7年度計画との主な変更点について御説明します。

芦屋町内の井戸8地点を継続監視調査に追加しております。これは、航空自衛隊芦屋基地内の井戸においてPFOS及びPFOAの超過検出が判明したことを受けまして、周辺の地下水を調査しましたところ、複数地点でも指針値超過が確認されました。このことから、継続監視調査を行うものになります。

次に、（4）測定結果の報告・公表についてです。

例年同様、翌年12月頃に県内の状況を公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、令和8年度水質測定計画（案）の策定についてご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## ○伊藤部会長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等はありませんか。

私からご質問させていただきます。最初の1ページ目の題目が令和とか平成と来ている中で、達成状況のグラフがローマ字でHとかSとかになっているが、ぱっと見た目が見にくい。西暦で書いた方がいいのではないのでしょうか。

これを見ると10年間というよりは、ざっくり見ると30年ぐらい、水質状況は変わってないという見方がいいのかないかと思いました。

また、最後に説明のあったPFOS及びPFOAの件ですが、ローリングする場所全部ではなく特定の場所を測定するので、測定項目のところに注意書きで書かないと、全地点測定するようになってしまうかなと思いました。

## ○渡辺委員

1 ページ目の図1 環境基準達成率ですが、海域の達成率について、昭和63年ぐらいにほぼ環境基準達成率9割程度となっていますが、その後見方によっては徐々に下がってきて、平成に入って少し上昇していますが、現在も下がっている傾向にあります。この昭和の終わりぐらいから令和の今の時代にかけて環境基準達成率が悪くなってきたというのは、なにか要因があるのでしょうか。

## ●環境保全課 増田技術課長補佐

ご指摘いただきましたとおり、昭和の終わりから変動はしていますが、はっきりとした理由はつかめていません。雨の状況などによっても変動するところでもあります。

## ○渡辺委員

特に海域のCODについては分解しにくいものがそこに漂っていて、実質の値が上がり、環境基準を達成できてないということはありますか。

## ●環境保全課 増田技術課長補佐

難分解性のCODにつきましては、水産海洋技術センターで研究を進めているところですので、知見の詳細が分かりましたら共有させていただきたいと思います。

## ○伊藤部会長

ありがとうございました。

国交省ではそういった知見がありますでしょうか。

## ○伊藤代理

整備局に持ち帰って、知見があるか確認しておきます。

(後日、伊藤代理から、国土交通省として海域に関して特段の知見がない旨の報告あり。)

## ○伊藤部会長

傾向としては、渡辺委員が言ったような傾向が継続しているので、何らかの原因はあるのかとは思っています。測定するタイミングとかは日にちで決めていますか。

## ●増田技術課長補佐

海域につきましては、年4回、年12回測っております。河川については年12回測っております。感潮域がございますので、河川の場合はできるだけ干潮前後に採水し、できるだけ海の影響が少ないようにしております。また、天候があまり乱れていないときを選定しております。

## ○伊藤部会長

その時の気象条件やタイミングで変動があるのではないかなという気がします。

他に意見はございますか。

## ○久場委員

昨年度もお聞きした大腸菌のことですが、数年前に大腸菌群数から大腸菌に変わって測定方法が変わっていると思います。以前は河川の大腸菌群数が基準値を下回っていることがあまりなかった記憶がありますが、数年前に測定方法が変わり、糞便性に特化した大腸菌数になりましたが、達成率はどう変化したかお聞きしたいです。

## ●環境保全課 伊藤係長

達成率の詳細について、ここで直ちにお答えすることができませんが、数値を見ている印象では、もともと大腸菌群数が高かった河川は大腸菌数に測定方法が変わっても高い印象を受けます。はっきりと原因の解析はできておりません。

## ○伊藤部会長

ありがとうございました。他に意見はございますか。

## ○辻委員

先ほど、PFOS及びPFOAに関して、測定地点が地下水の全地点ではないということでしたが、測定対象の地点は何かしらの基準を持って選ばれているのでしょうか。

## ●環境保全課 増田技術課長補佐

県内に保健福祉環境事務所が6カ所ございまして、この6カ所でそれぞれ1カ所を測定するようにしております。基本的には地下水の概況調査のいずれかの地点と同じ地点で測定するようにしています。

## ○辻委員

ここに工場があるからとかではなく、網羅的に測定しているということですか。

## ●環境保全課 増田技術課長補佐

地下水の井戸を選定するにあたりましては、有害物質を排出するような事業所付近を優先して選定しております。

## ○伊藤部会長

ありがとうございます。

全地点測定してもいいとは思いますが、概況調査の目的が、特定の地点を原因追及するというよりも県全体としての地下水の状況を把握しましょうというのが目的ということですよ。

少し例外なのが芦屋町ですかね。この案件についても、原因追及のためではないですよ。

## ●環境保全課 伊藤係長

概況調査と芦屋町での調査は違いまして、芦屋基地周辺水域における水質モニタリング調査で指針値超過が確認されたため、定期的にモニタリングを続けています。数値の変動や季節変動を把握するために測定しています。概況調査とは異なり、継続監視調査とさせていただいております。

## ○伊藤部会長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

## ○緒方代理

福岡県内の工場等の大手事業所周辺で調査をされる中で、最近、何か特徴的な化学物質が検出されたといった事例はありますでしょうか。

## ●環境保全課 伊藤係長

特段、何か有害な物質が増えているという印象はないです。

## ○伊藤部会長

ありがとうございます。他にご意見はありますでしょうか。

他にないようでしたら、事務局案に対しまして、水質部会において了承する旨の決議をしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、福岡県環境審議会条例第6条第5項により、部会の決議をもって審議会の決議といたします。本件については、県民意見募集の対象ではございませんので、事務局案を審議会の答申とし、次回の審議会でこの結果を報告いたします。

以上で、本日の議題は終了しましたが、委員の皆様、他に何かございませんか。事務局からもありませんか。

他にないようでしたら、議事につきましては、これで終了いたします。

### ●環境保全課 増田課長技術補佐

伊藤部会長、ありがとうございました。

次に、次第の2番「その他」として、【報告事項】「ダイオキシン類に係る令和6年度測定結果及び令和8年度水質測定計画」について、水質係長の伊藤から説明させていただきます。

### ●環境保全課 伊藤係長

昨年度に引続き【報告事項】として水質部会にてご報告をさせていただきます。

右上に「参考資料1」と記載しております、報告事項「ダイオキシン類に係る令和6年度測定結果及び令和8年度水質測定計画」の資料をご覧ください。

ダイオキシン類に係る公共用水域等の常時監視につきましては、水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に定めがあり、「都道府県知事は当該都道府県の区域に係る水質等のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。」とされております。

一方、水質汚濁防止法のように測定計画の策定や審議会への諮問等に関する規定がございません。

そこで、本県では、ダイオキシン類に対しても効率的・計画的に県内全体の状況を把握できるよう、任意で策定した測定計画に基づいて常時監視を行っており、8年間で環境基準点を一巡するように、ローリング方式で実施しております。

また、測定結果につきましては、水質汚濁防止法の常時監視と同様に、本日お示ししております資料により、毎年2月頃を目途に、県のホームページ等で公表しているところです。

1枚めくっていただきまして、1ページからが、令和6年度の測定結果でございます。

(ア)として海域、(イ)として湖沼の結果をお示ししております。

1枚めくっていただきまして、2ページに(ウ)として河川の結果をお示ししております。海域、河川、湖沼のいずれの地点でも、環境基準1pg-TEQ/Lに対し、環境基準を達成しております。

次に、3ページから(エ)として海域の底質の結果、(オ)として湖沼の底質の結果、1枚めくっていただきまして、4ページから(カ)として河川の底質の結果をお示ししております。こちら

も、全地点で、環境基準150 pg-TEQ/gに対し、環境基準を達成しております。

5ページから(キ)として、地下水の測定の結果をお示ししております。いずれの地点でも、環境基準1 pg-TEQ/Lに対し、環境基準を達成しております。

1枚めくっていただきまして、6ページから12ページの地図で、それぞれの測定地点をお示ししております。

最後に、13ページから、県が実施する公共用水域の測定計画をお示ししております。冒頭、8年間のローテーションで実施している旨をご説明いたしました。

表の左から3番目が令和8年度の測定計画でございます。

河川で5地点、海域で1地点において、それぞれ水質と底質の調査を実施します。

以上、ダイオキシン類に係る令和6年度測定結果及び令和8年度水質測定計画についてご説明をさせていただきました。

#### ●環境保全課 増田課長技術補佐

ただいまの説明につきまして、何か御意見、ご質問等はございませんでしょうか。

#### ○辻委員

海域の有明海のNo. 1、3、4はどれも環境基準を超えてはいませんが、他の地点と比べると数値が高いという気がします。何か原因があるのでしょうか。

#### ●環境保全課 増田技術課長補佐

原因はつかめていません。

#### ○伊藤部会長

大牟田で以前、大規模な土壌汚染がありました。そういった残存物があるかもしれません。もしかしたら、汚れやすい環境にあるのかなとは思いますが、それが原因かどうかは分かりません。

#### ●環境保全課 増田課長技術補佐

今、ご指摘がありましたのは、平成12年に大牟田川で高濃度のダイオキシンが検出された事例がございまして、この際に河川の護岸の応急対策等の大規模な工事を行っております。そういったこともございまして、過去に大牟田川では、通常のローリング調査よりも頻度を上げて、モニタリングを実施していた時期もございます。

#### ○伊藤部会長

3ページの北九州市の洞海湾は表層近くを測定しているということによろしいでしょうか。底質のサンプリング方法についてお聞きしたいです。

●環境保全課 増田技術補佐

底質測定地点の深さについて、この場では回答を持ち合わせておりません。

○渡辺委員

底質のサンプリングにエクマンバージ採泥器を使用しているなら表層だと思います。

○伊藤部会長

洞海湾のダイオキシン問題というのがありまして、過去に本格的に除去をしようかという時期がありました。量が多すぎて断念したという経緯があります。

基準は超えてないですが、他のところより高いのはそういった原因があるのかもしれませんが。

●環境保全課 増田課長技術補佐

そのほか、御質問等よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様方、長時間にわたる御審議、大変ありがとうございました。これもちまして、本日の環境審議会水質部会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。